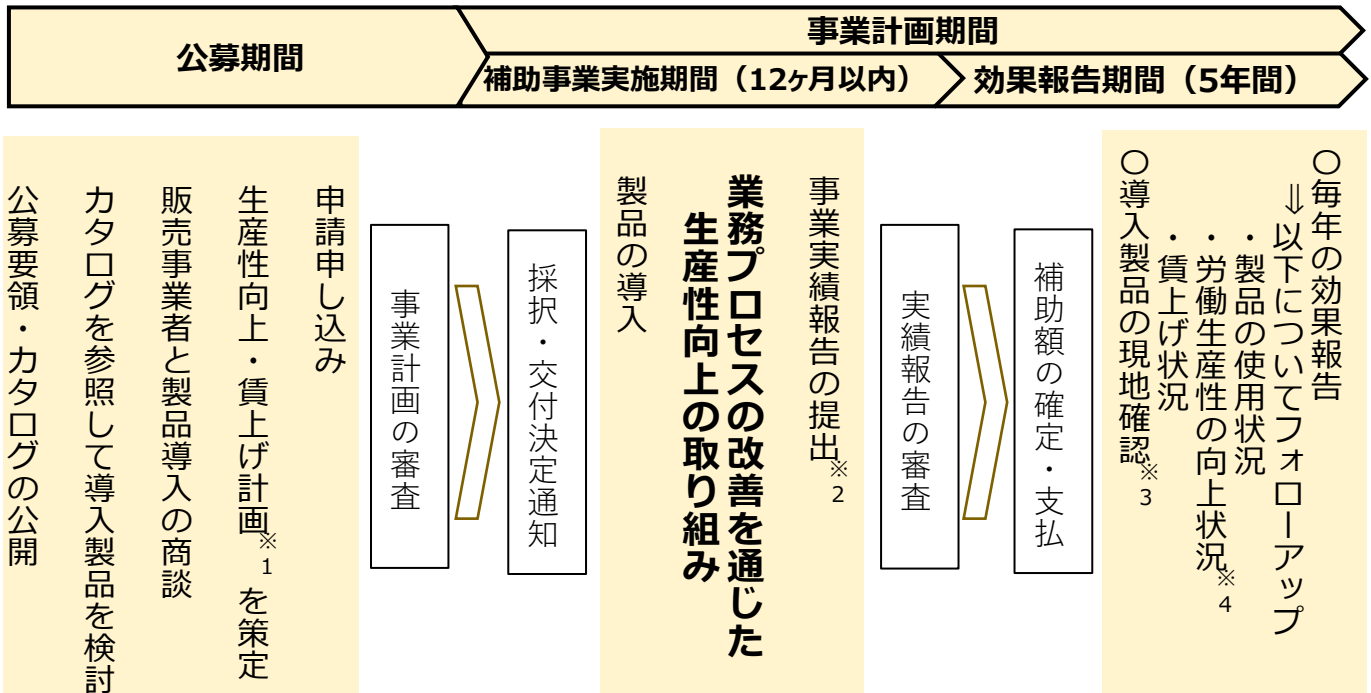


申請から事業終了までの流れ



※1)補助上限の引き上げを適用する場合、①事業終了時に給与支給総額年率+6% かつ、②事業所内最低賃金+45円 とした計画を策定頂く必要があります。

※2)補助上限を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合、交付減額となる場合があります。

※3)確認できない場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

※4)整理・解雇を行っていた場合は、交付決定取り消しとなる場合があります。

支援枠・類型の概要

枠	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 200万円(300万円) 従業員数6～20名 500万円(750万円) 従業員数21名以上 1,000万円(1,500万円) ※補助事業実施期間内に一定以上の賃上げを達成した場合、()内の額に補助上限を引き上げ	1/2

※) 国・独立行政法人等が目的を指定して支出する他の制度との重複(診療・介護報酬対象事業や一次産業)を含む事業は補助対象となりません。

制度の詳細やお問合せ先は事務局HPをご確認下さい



カタログ掲載の対象となり得る製品について

本補助金においては、導入事業者毎の新たな開発が不要な汎用品であり、ハードウェアを伴った製品を対象とします。

★導入環境に応じたオーダーメイド型の製品を導入したい皆様

⇒「ものづくり・商業・サービス補助金 省力化(オーダーメイド)枠」への申請をご検討下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r5/r5_mono.pdf

※公募受付は令和6年3月27日まで

★ソフトウェアのみで構成される製品を導入したい皆様

⇒「IT導入補助金」への申請をご検討下さい。

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r5/r5_it.pdf